

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和3年5月13日

東京都作業部会確認年月日 令和3年5月14日

事業名 借上財産評定委員会の結果について（横浜スタジアム 動産移転）

案件名 同上

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> 本件は、オリンピック競技である野球・ソフトボールの競技会場となる横浜スタジアム内の動産移転にかかる経費を補償するものである。 当該経費は、平成29年5月31日の合意に基づく「都外自治体所有施設における賃借料等」に該当するため、都が負担する事項である。 パラ経費は該当なし。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> 都外自治体所有施設の競技会場の確保は、大会運営の主体である組織委員会が一括して執行する内容として妥当である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> 横浜スタジアムを東京2020大会の野球・ソフトボール競技会場として整備、運営するため当該施設内にある動産の一時的な外部への移動は必要である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> 移転を必要とする動産の精査や移転期間は、関係F Aと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、動産の移転に要する費用がより安価になるよう最大限の配慮を行っている。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> 移転経費については、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に基づき算出した補償額と、事業者による見積額を比較し、より安価である見積額を採用している。 外部有識者等から構成される「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定上、適正性、公正性が担保され、適切な手続きに則り評定した上限額といえる。 	

<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京 2020 大会の実施にあたり、競技会場内の動産移転は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 ・ V5 予算に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。 	
---------------------------------------	--	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。